



「行政相談週間」が実施されます

皆さんのなかには、日常生活において役所等の仕事について、苦情や要望、意見などをもっていられる人はいませんか。行政管理局が行っている行政相談は、国民の皆さんからの苦情等の申し出に応じ皆さんと役所の間にたつて中立、公平な立場から解決を図るとともにその結果を十分検討して行政運営の改善に役立てることを目的としています。

行政管理局では、行政相談制度が広く国民から理解され、更に充実発展するよう十月十一日から十七日までを「行政相談週間」と定め、全国一斉に各種行事を実施することをしています。本村でも次の日程により行政相談所を開設し行政相談員、野内正さん(電話二八二三番)が相談に応ずることになっています。また行政相談員の自宅においても相談に応ずることになっています。

この自主基準は、新潟県の電気商業組合が消費者の要望や意見に基づき設定したもので、家電製品の修理による業者と消費者トラブル等を未然に防ぐ目的で作られたものです。

家庭用電気製品の自主基準が実施されています

- ①自主基準の内容
- ②修理項目ごとの料金、製品の性能維持に不可欠な部品の保有期間等が表示
- ③修理表の見積りと修理明細書の発行

修理依頼を受けた時は、修理料金の見積りを依頼者に示し、修理が終わった時は料金の明細書を発行します。

③修理相談や苦情に対して誠意を持って対応するよう窓口を設置しています。詳しくは、近くの電気店に相談してください。

④保証書
保証書が添付されている場合は、必要事項を記入します。

⑤自主基準店
新潟県保護条例に基づき自主基準を実施する店では自主基準認定店である旨を店頭に表示してあります。



納期のお知らせ

9月納期の村税等は次のとおりです。期限迄に納付して下さい。

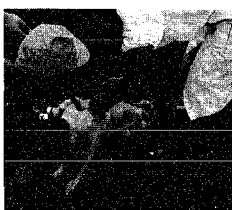
固定資産税 第3期 納期限 9月30日
 国民年金 第2期 納期限 9月25日

行政相談所 開設日程

と	き	ところ	備考
10月12日	1時30分 ～4時30分	月寿荘	定例相談
13日	1時30分 ～4時	大別当 集落開発 センター	
14日	〃	西公民館	巡回・ 移動相談
15日	〃	曲通 公民館	
16日	2時 ～4時	就業改善 センター	行政 懇談会

第2回目秋の狂犬病予防注射と犬の登録(春してない犬)実施

- 期日 10月14日(休)
 - 会場 西公民館 10.00～11.00
曲公民館 11.30～12.00
 - と 役場前 13.00～14.00
時 春しなかつた計 3,600円
料 金 犬の登録費 1,500円
- ※印かんも持参下さい。
 ※登録済の犬 計 1,500円
 ※愛犬手帳を持参のこと。



10月14日(休)は各犬の登録日です。犬の登録は、犬の生後6ヶ月以上、1歳未満の犬は、必ず登録してください。

心配ごと相談所

開設のお知らせ

月海村心配ごと相談所では、次の日程で特設心配ごと相談所を開設します。心配ごと、悩みごとなどお気軽にご相談下さい。

相談日

- 一 開設日
- 十月十二日(月)
- 十月二十九日(月)
- 十月二十六日(月)

二 場所及び時間
月寿荘で午後一時半から四時まで(開設日いずれも)

十月十一日(日)
 第十三回
 村民運動会
 会場 中学校グラウンド
 時間 午前八時三〇分
 みんなで参加
 いたしましょう!

おめでとう

八月一日～八月三十一日受理

- ◎生まれた人
- 氏名 保護者 部落名
- 加藤 正 修 大別当
- 本間 可南子 清 月海
- 阿部 猛 憲 下曲通
- 小林 直樹 常夫 大別当
- 柴山 博臣 修 西萱場
- ◎おくやみ
- 氏名 齢 世帯主 部落名
- 山坂 文質 78 文七 月海
- 小林 政次 68 實 下曲通
- 阿部 ヤイ 77 善一 下曲通
- 関本 清一 67 勝治 西萱場